

委任状

葛飾区長 あて

令和 年 月 日

住 所 葛飾区

本人 氏 名

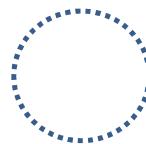
登録印

(委任者) 通称・旧氏

カタカナ表記
(外国人の方)

※外国人住民の方で通称・氏名のカタカナ表記を登録の方はご記入ください。

※旧氏を登録の方は、旧氏をご記入ください



生年月日

電話

1 印鑑登録申請

私は、下記の者を代理人として 2 印鑑登録廃止届 に関する権限を委任します。

3 印鑑登録証亡失届

住所

代理人 氏名

生年月日

※ この委任状は、本人(頼む人)が太枠内をすべて自筆で記入してください。

※ 登録する印は、この委任状を記入するときに必ず本人が押印してください。

※ 印鑑の紛失等による廃止申請の場合は、登録していた印以外を押印してください。

----- キリトリ -----

※ ご使用の際は、キリトリ線で切り取ってください。

1. 印鑑登録

- 個人の印鑑登録は、区民事務所又は区役所2階の戸籍住民課で取り扱っています。
- 登録の手数料は50円です。
- 印鑑は財産の利害に關係する大切なものですから、登録は本人の申請が原則ですが、やむを得ない場合には代理人による申請もできます。

2. 登録できない印鑑

- ア 住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏又は名を表していないもの。
イ 職業、資格等の事項を併せて表しているもの。
ウ ゴム印その他で変形しやすいもの。(ゴム、エボナイト、連続スタンプ等)
エ 印影が、一边の長さが8ミリメートルの正方形に収まるもの。
又は、一边の長さが25ミリメートルの正方形に収まらないもの。
オ 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの。
(ア) 輪郭が無いもの又は欠損の甚だしいもの。
(イ) 刻印された氏名の一部が欠損したもの。
(ウ) 印章そのものを逆に刻印したもの。(凹凸が逆になっているもの。)

カ その他、登録する印鑑として適当でないと区長が認めたもの。

※ 外国人住民の方について、詳しくは戸籍住民課住民記録係にお問い合わせください。

※ 旧氏(旧姓)記載の方について、詳しくは戸籍住民課住民記録係にお問い合わせください。

3. 委任する事項

- 委任する事項は3種類あります。該当する委任事項にマルをつけてください。(複数可)
- 委任事項とその内容
 - ア 印鑑登録申請…印鑑登録を新たに申請するとき
 - イ 印鑑登録廃止届…①すでに登録してある印鑑登録を廃止するとき
②登録してある印鑑が亡失、または汚損・毀損・摩滅などで使用できなくなったとき
 - ウ 印鑑登録証亡失届…印鑑登録証を紛失したとき

4. 申請に必要なもの

- 登録する印鑑・委任状・代理人の本人確認できるもの(資格確認書、運転免許証等)